

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三環舎（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 理事及び監事に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、理事会又は評議委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

#### 別表第1 (役員報酬)

##### (1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

##### (2) 監事

	日額
理事会等会議への出席	3,000 円
監事監査指導	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

#### 別表第2 (評議員報酬)

	日額
評議員会への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円